

第3-(3)号様式

年 月 日		税務署長殿
納 税 地		(電話番号 - -)
(フリガナ) 名称又は屋号	サンプルデンキカプシキカイシャ サンプル電気株式会社	
個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名	アアアア ああああ	

(個人の方) 振替継続希望			
※所管	要否	整理番号	1 1 1 1 1 1 1 1
申告年月日	令和 年 月 日		
申告区分	指導等	庁指定	局指定
通信日付印	確認	確認書類	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他()
身元確認	年 月 日		
指導年月日	相談	区分1	区分2
令和			

第一表

自 令和 5 年 4 月 1 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至 令和 6 年 3 月 3 1 日

中間申告 自 年 月 日

の場合の

対象期間 至 年 月 日

令和五年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

この申告書による消費税の税額の計算		十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円																
課税標準額	①					3	0	6	5	6	5	1	0	0	0	03		
消費税額	②					2	3	5	3	9	3	1	6	8	06			
貸倒回収に係る消費税額	③														07			
控除税額	控除対象仕入税額	④						1	6	5	4	9	6	1	2	4	08	
	返還等対価に係る税額	⑤											9	1	2	1	7	09
	貸倒れに係る税額	⑥															10	
	控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦						1	6	5	5	8	7	3	4	1		
	控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧															13	
	差引税額(②+③-⑦)	⑨						6	9	8	0	5	8	0	0	15		
	中間納付税額(⑨-⑩)	⑩													0	0	16	
	納付税額(⑨-⑩)	⑪						6	9	8	0	5	8	0	0	17		
	中間納付還付税額(⑩-⑨)	⑫													0	0	18	
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬															19	
	差引納付税額	⑭													0	0	20	
	この課税期間の課税売上高	⑮					3	0	6	4	4	8	2	5	6	4	21	
	基準期間の課税売上高	⑯																
この申告書による地方消費税の税額の計算																		
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰															51	
	差引税額	⑱						6	9	8	0	5	8	0	0	52		
譲渡割額	還付額	⑲															53	
	納税額	⑳						1	9	6	7	6	2	0	0	54		
	中間納付譲渡割額	㉑													0	0	55	
	納付譲渡割額(㉑-㉒)	㉒						1	9	6	7	6	2	0	0	56		
	中間納付還付譲渡割額(㉒-㉑)	㉓													0	0	57	
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔															58	
	差引納付譲渡割額	㉕													0	0	59	
	消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖					8	9	4	8	2	0	0	0	60			

㉖ = (㉑ + ㉒) - (㉓ + ㉔ + ㉕) ・ 修正申告の場合 ㉖ = ㉑ + ㉕
 ㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付記事項	割賦基準の適用	<input checked="" type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	31		
	延払基準等の適用	<input checked="" type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	32		
	工事進行基準の適用	<input checked="" type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	33		
	現金主義会計の適用	<input checked="" type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	34		
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input checked="" type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	35		
	参事区	課税売上高(免税売上高を除く) 売上割合%	区分					
第1種			98,095 千円		3	2	36	
第2種							37	
第3種			2,966,387		9	6	7	38
第4種							39	
第5種							42	
項分	第6種					43		
	特例計算適用(令57③)	<input checked="" type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	40		
<input checked="" type="radio"/>	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)					44		
還す付るを金融機関と等	銀行			本店・支店				
	金庫・組合			出張所				
	農協・漁協			本所・支所				
	預金	口座番号						
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-						
	郵便局名等							
<input checked="" type="radio"/>	(個人の方) 公金受取口座の利用							
※税務署整理欄								
税理士名								
	(電話番号 - -)							
<input checked="" type="radio"/>	税理士法第30条の書面提出有							
<input checked="" type="radio"/>	税理士法第33条の2の書面提出有							

第3-(2)号様式

整理番号 1 1 1 1 1 1 1 1

課税標準額等の内訳書

納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名称又は屋号	サンプルデンキカブシキカイシャ サンプル電気株式会社
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名	アアアア ああああ

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合 (10営業日)	<input type="radio"/>	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	<input type="radio"/>	附則38②	52

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 3 1 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 年 月 日
の場合の
対象期間 至 年 月 日

第二表
令和四年四月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	01
※申告書(第一表)の①欄へ			3 0 6 5 6 5 1 0 0 0

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②		02
	4 % 適用分	③	9 8 0 9 5 2 3 8	03
	6.3 % 適用分	④		04
	6.24 % 適用分	⑤		05
	7.8 % 適用分	⑥	2 9 6 7 5 5 6 7 8 0	06
(② ~ ⑥ の合計)		⑦	3 0 6 5 6 5 2 0 1 8	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧		11
	7.8 % 適用分	⑨		12
	(⑧・⑨の合計)	⑩		13

消費税額	⑪	2 3 5 3 9 3 1 6 8	21	
※申告書(第一表)の②欄へ				
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫		22
	4 % 適用分	⑬	3 9 2 3 8 0 0	23
	6.3 % 適用分	⑭		24
	6.24 % 適用分	⑮		25
	7.8 % 適用分	⑯	2 3 1 4 6 9 3 6 8	26

返還等対価に係る税額	⑰	9 1 2 1 7	31	
※申告書(第一表)の⑤欄へ				
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	9 1 2 1 7	32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	(⑳ ~ ㉓ の合計)	⑳	6 9 8 0 5 8 2 7	41
	4 % 適用分	㉑	3 9 2 3 8 1	42
	6.3 % 適用分	㉒		43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓	6 9 4 1 3 4 4 6	44

(注1) ⑧~⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ㉑~㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
 (経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用)

簡易

課税期間		5・4・1～6・3・31	氏名又は名称		サンプル電気株式会社
区分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額		(付表4-2の X欄の金額) 円 98,095,000	円 000	円 2,967,556,000	円 3,065,651,000
課税資産の譲渡等の対価の額		(付表4-2の -1X欄の金額) 98,095,238	第二表の欄へ	第二表の欄へ	第二表の欄へ
消費税額		(付表4-2の X欄の金額) 3,923,800	付表5-1の D欄へ 第二表の欄へ	付表5-1の E欄へ 第二表の欄へ	付表5-1の F欄へ 第二表の欄へ
貸倒回収に係る消費税額		(付表4-2の X欄の金額)	付表5-1の D欄へ	付表5-1の E欄へ	付表5-1の F欄へ 第一表の欄へ
控除税額	控除対象仕入税額	(付表4-2の X欄の金額) 3,531,419	付表5-1の D欄又は②D欄の金額)	(付表5-1の E欄又は②E欄の金額)	(付表5-1の F欄又は②F欄の金額) 第一表の欄へ
	返還等対価に係る税額	(付表4-2の X欄の金額)	付表5-1の D欄へ	付表5-1の E欄へ	付表5-1の F欄へ 第二表の欄へ
	貸倒れに係る税額	(付表4-2の X欄の金額)			第一表の欄へ
	控除税額小計 (+ +)	(付表4-2の X欄の金額) 3,531,419		162,055,922	第一表の欄へ 165,587,341
控除不足還付税額 (- -)		(付表4-2の X欄の金額)	E欄へ	E欄へ	
差引税額 (+ -)		(付表4-2の X欄の金額) 392,381	E欄へ	E欄へ 69,413,446	69,805,827
合計差引税額 (-)					マイナスの場合は第一表の欄へ プラスの場合は第一表の欄へ 69,805,827
地方消費税の課税標準額	控除不足還付税額	(付表4-2の X欄の金額)		(D欄と E欄の合計金額)	
	差引税額	(付表4-2の X欄の金額) 392,381		(D欄と E欄の合計金額) 69,413,446	69,805,827
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (-)		(付表4-2の X欄の金額) 392,381		第二表の②欄へ 69,413,446	マイナスの場合は第一表の欄へ プラスの場合は第一表の欄へ 第二表の欄へ 69,805,827
譲渡割額	還付額	(付表4-2の X欄の金額)		(E欄×22/78)	
	納税額	(付表4-2の X欄の金額) 98,095		(E欄×22/78) 19,578,151	19,676,246
合計差引譲渡割額 (-)					マイナスの場合は第一表の欄へ プラスの場合は第一表の欄へ 19,676,246

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表4-2を作成してから当該付表を作成する。

付表4-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
 (経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用)

簡易

課税期間		5・4・1～6・3・31		氏名又は名称		サンプル電気株式会社	
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)		
課税標準額		円 000	円 98,095,000	円 000	付表4-1の X欄へ 円 98,095,000		
課税資産の譲渡等の対価の額		第二表の欄へ	第二表の欄へ 98,095,238	第二表の欄へ	付表4-1の -1X欄へ 98,095,238		
消費税額		付表5-2の A欄へ 第二表の欄へ	付表5-2の B欄へ 第二表の欄へ 3,923,800	付表5-2の C欄へ 第二表の欄へ	付表4-1の X欄へ 3,923,800		
貸倒回収に係る消費税額		付表5-2の A欄へ	付表5-2の B欄へ	付表5-2の C欄へ	付表4-1の X欄へ		
控除税額	控除対象仕入税額	(付表5-2の A欄又は㊸A欄の金額)	(付表5-2の B欄又は㊸B欄の金額) 3,531,419	(付表5-2の C欄又は㊸C欄の金額)	付表4-1の X欄へ 3,531,419		
	返還等対価に係る税額	付表5-2の A欄へ	付表5-2の B欄へ	付表5-2の C欄へ	付表4-1の X欄へ		
	貸倒れに係る税額				付表4-1の X欄へ		
	控除税額小計 (+ +)		3,531,419		付表4-1の X欄へ 3,531,419		
控除不足還付税額 (- -)			B欄へ	C欄へ	付表4-1の X欄へ		
差引税額 (+ -)			B欄へ 392,381	C欄へ	付表4-1の X欄へ 392,381		
合計差引税額 (-)							
地方消費税率の課税標準額	控除不足還付税額		(B欄の金額)	(C欄の金額)	付表4-1の X欄へ		
	差引税額		(B欄の金額) 392,381	(C欄の金額)	付表4-1の X欄へ 392,381		
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (-)			第二表の㊸欄へ 392,381	第二表の㊸欄へ	付表4-1の X欄へ 392,381		
譲渡割額	還付額		(B欄×25/100)	(C欄×17/63)	付表4-1の X欄へ		
	納税額		(B欄×25/100) 98,095	(C欄×17/63)	付表4-1の X欄へ 98,095		
合計差引譲渡割額 (-)							

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表4-1を作成する。

付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表
経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用

簡易

課税期間	5・4・1～6・3・31	氏名又は名称	サンプル電気株式会社
------	--------------	--------	------------

控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額に 対する消費税額	(付表5-2の X欄の金額) 円 3,923,800	(付表4-1の D欄の金額) 円	(付表4-1の E欄の金額) 円 231,469,368	(付表4-1の F欄の金額) 円 235,393,168
貸倒回収に 係る消費税額	(付表5-2の X欄の金額)	(付表4-1の D欄の金額)	(付表4-1の E欄の金額)	(付表4-1の F欄の金額)
売上の返還 等に係る消費税額	(付表5-2の X欄の金額)	(付表4-1の D欄の金額)	(付表4-1の E欄の金額) 91,217	(付表4-1の F欄の金額) 91,217
控除対象仕入税額の計算 基礎となる消費税額 (+ -)	(付表5-2の X欄の金額) 3,923,800		231,378,151	235,301,951

1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
× みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%)	(付表5-2の X欄の金額) 円	付表4-1の D欄へ 円	付表4-1の E欄へ 円	付表4-1の F欄へ 円

2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	売上 割合
事業区分別の合計額	(付表5-2の X欄の金額) 円 98,095,238	円	円 2,966,387,326	円 3,064,482,564	
第一種事業 (卸売業)	(付表5-2の X欄の金額) 98,095,238			第一表 事業区分 欄へ 98,095,238	% 3.2
第二種事業 (小売業等)	(付表5-2の X欄の金額)			"	
第三種事業 (製造業等)	(付表5-2の X欄の金額)		2,966,387,326	2,966,387,326	96.7
第四種事業 (その他)	(付表5-2の X欄の金額)			"	
第五種事業 (サービス業等)	(付表5-2の X欄の金額)			"	
第六種事業 (不動産業)	(付表5-2の X欄の金額)			"	

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
事業区分別の合計額	(付表5-2の X欄の金額) 円 3,923,809	円	円 231,378,211	円 235,302,020
第一種事業 (卸売業)	(付表5-2の X欄の金額) 3,923,809			3,923,809
第二種事業 (小売業等)	(付表5-2の X欄の金額)			
第三種事業 (製造業等)	(付表5-2の X欄の金額)		231,378,211	231,378,211
第四種事業 (その他)	(付表5-2の X欄の金額)			
第五種事業 (サービス業等)	(付表5-2の X欄の金額)			
第六種事業 (不動産業)	(付表5-2の X欄の金額)			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。
3 課税売上上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、から欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X + D + E)
$\left(\frac{\times \text{みなし仕入率}}{\times 90\% + \times 80\% + \times 70\% + \times 60\% + \times 50\% + \times 40\%} \right)$	(付表5-2の X欄の金額) 円 3,531,419	円	円 161,964,705	円 165,496,124

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X + D + E)
(F / F・ F / F・ F / F・ F / F・ F / F・ F / F) 75% × みなし仕入率 (90%・80% 70% ・60%・50%・40%)	(付表5-2の X欄の金額) 円 2,746,660	円	円 161,964,705	円 164,711,365

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X + D + E)
第一種事業及び第二種事業 (F + F) / F 75% × $\frac{\times 90\% + (-) \times 80\%}{\times 90\% + (-) \times 80\%}$	(付表5-2の X欄の金額) 円 ②②	円	円	円
第一種事業及び第三種事業 (F + F) / F 75% × $\frac{\times 90\% + (-) \times 70\%}{\times 90\% + (-) \times 70\%}$	(付表5-2の X欄の金額) 3,531,419	円	円 161,964,705	円 165,496,124
第一種事業及び第四種事業 (F + F) / F 75% × $\frac{\times 90\% + (-) \times 60\%}{\times 90\% + (-) \times 60\%}$	(付表5-2の X欄の金額) ②④	円	円	円
第一種事業及び第五種事業 (F + F) / F 75% × $\frac{\times 90\% + (-) \times 50\%}{\times 90\% + (-) \times 50\%}$	(付表5-2の X欄の金額) ②⑤	円	円	円
第一種事業及び第六種事業 (F + F) / F 75% × $\frac{\times 90\% + (-) \times 40\%}{\times 90\% + (-) \times 40\%}$	(付表5-2の X欄の金額) ②⑥	円	円	円
第二種事業及び第三種事業 (F + F) / F 75% × $\frac{\times 80\% + (-) \times 70\%}{\times 80\% + (-) \times 70\%}$	(付表5-2の X欄の金額) ②⑦	円	円	円
第二種事業及び第四種事業 (F + F) / F 75% × $\frac{\times 80\% + (-) \times 60\%}{\times 80\% + (-) \times 60\%}$	(付表5-2の X欄の金額) ②⑧	円	円	円
第二種事業及び第五種事業 (F + F) / F 75% × $\frac{\times 80\% + (-) \times 50\%}{\times 80\% + (-) \times 50\%}$	(付表5-2の X欄の金額) ②⑨	円	円	円
第二種事業及び第六種事業 (F + F) / F 75% × $\frac{\times 80\% + (-) \times 40\%}{\times 80\% + (-) \times 40\%}$	(付表5-2の X欄の金額) ②⑩	円	円	円
第三種事業及び第四種事業 (F + F) / F 75% × $\frac{\times 70\% + (-) \times 60\%}{\times 70\% + (-) \times 60\%}$	(付表5-2の X欄の金額) ③①	円	円	円
第三種事業及び第五種事業 (F + F) / F 75% × $\frac{\times 70\% + (-) \times 50\%}{\times 70\% + (-) \times 50\%}$	(付表5-2の X欄の金額) ③②	円	円	円
第三種事業及び第六種事業 (F + F) / F 75% × $\frac{\times 70\% + (-) \times 40\%}{\times 70\% + (-) \times 40\%}$	(付表5-2の X欄の金額) ③③	円	円	円
第四種事業及び第五種事業 (F + F) / F 75% × $\frac{\times 60\% + (-) \times 50\%}{\times 60\% + (-) \times 50\%}$	(付表5-2の X欄の金額) ③④	円	円	円
第四種事業及び第六種事業 (F + F) / F 75% × $\frac{\times 60\% + (-) \times 40\%}{\times 60\% + (-) \times 40\%}$	(付表5-2の X欄の金額) ③⑤	円	円	円
第五種事業及び第六種事業 (F + F) / F 75% × $\frac{\times 50\% + (-) \times 40\%}{\times 50\% + (-) \times 40\%}$	(付表5-2の X欄の金額) ③⑥	円	円	円

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X + D + E)
選択可能な計算式区分(~ ③⑥) の内から選択した金額 ③⑦	(付表5-2の X欄の金額) 円 3,531,419	付表4-1の D欄へ 円	付表4-1の E欄へ 円 161,964,705	付表4-1の F欄へ 円 165,496,124

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。

付表 5- 2 控除対象仕入税額等の計算表
経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用

簡易

課税期間	5・4・1～6・3・31	氏名又は名称	サンプル電気株式会社
------	--------------	--------	------------

控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	税率 3%適用分 A	税率 4%適用分 B	税率 6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A + B + C)
課税標準額に 対する消費税額	(付表4-2の A欄の金額) 円	(付表4-2の B欄の金額) 円	(付表4-2の C欄の金額) 円	付表5-1の X欄へ 円
		3,923,800		3,923,800
貸倒る 消費税込額	(付表4-2の A欄の金額)	(付表4-2の B欄の金額)	(付表4-2の C欄の金額)	付表5-1の X欄へ
売上対価の返還等 に係る消費税額	(付表4-2の A欄の金額)	(付表4-2の B欄の金額)	(付表4-2の C欄の金額)	付表5-1の X欄へ
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 (+ -)		3,923,800		付表5-1の X欄へ 3,923,800

1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	税率 3%適用分 A	税率 4%適用分 B	税率 6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A + B + C)
× みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%)	付表4-2の A欄へ 円	付表4-2の B欄へ 円	付表4-2の C欄へ 円	付表5-1の X欄へ 円

2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目	税率 3%適用分 A	税率 4%適用分 B	税率 6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A + B + C)
事業区分別の合計額	円	円	円	付表5-1の X欄へ 円
		98,095,238		98,095,238
第 一 種 事 業 (卸売業)		98,095,238		付表5-1の X欄へ 98,095,238
第 二 種 事 業 (小売業等)				付表5-1の X欄へ
第 三 種 事 業 (製造業等)				付表5-1の X欄へ
第 四 種 事 業 (その他)				付表5-1の X欄へ
第 五 種 事 業 (サービス業等)				付表5-1の X欄へ
第 六 種 事 業 (不動産業)				付表5-1の X欄へ

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	税率 3%適用分 A	税率 4%適用分 B	税率 6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A + B + C)
事業区分別の合計額	円	円	円	付表5-1の X欄へ 円
		3,923,809		3,923,809
第 一 種 事 業 (卸売業)		3,923,809		付表5-1の X欄へ 3,923,809
第 二 種 事 業 (小売業等)				付表5-1の X欄へ
第 三 種 事 業 (製造業等)				付表5-1の X欄へ
第 四 種 事 業 (その他)				付表5-1の X欄へ
第 五 種 事 業 (サービス業等)				付表5-1の X欄へ
第 六 種 事 業 (不動産業)				付表5-1の X欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。
3 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、から欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A + B + C)
$\left(\frac{\times \text{みなし仕入率}}{\times 90\% + \times 80\% + \times 70\% + \times 60\% + \times 50\% + \times 40\%} \right)$	円	円	円	円 付表5-1の X欄へ
		3,531,419		3,531,419

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと)	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A + B + C)
$\left(\frac{F}{F + F} / F \right) 75\% \times \text{みなし仕入率}(90\% \cdot 80\% \cdot \text{70\%} \cdot 60\% \cdot 50\% \cdot 40\%)$	円	円	円	円 付表5-1の X欄へ
		2,746,660		2,746,660

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと)	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A + B + C)
第一種事業及び第二種事業 $\left(\frac{F + F}{F} / F \right) 75\% \times \frac{\times 90\% + (-) \times 80\%}{\times 90\% + (-) \times 80\%}$	円	円	円	円 付表5-1の X欄へ
第一種事業及び第三種事業 $\left(\frac{F + F}{F} / F \right) 75\% \times \frac{\times 90\% + (-) \times 70\%}{\times 90\% + (-) \times 70\%}$		3,531,419		3,531,419 付表5-1の X欄へ
第一種事業及び第四種事業 $\left(\frac{F + F}{F} / F \right) 75\% \times \frac{\times 90\% + (-) \times 60\%}{\times 90\% + (-) \times 60\%}$				付表5-1の X欄へ
第一種事業及び第五種事業 $\left(\frac{F + F}{F} / F \right) 75\% \times \frac{\times 90\% + (-) \times 50\%}{\times 90\% + (-) \times 50\%}$				付表5-1の X欄へ
第一種事業及び第六種事業 $\left(\frac{F + F}{F} / F \right) 75\% \times \frac{\times 90\% + (-) \times 40\%}{\times 90\% + (-) \times 40\%}$				付表5-1の X欄へ
第二種事業及び第三種事業 $\left(\frac{F + F}{F} / F \right) 75\% \times \frac{\times 80\% + (-) \times 70\%}{\times 80\% + (-) \times 70\%}$				付表5-1の X欄へ
第二種事業及び第四種事業 $\left(\frac{F + F}{F} / F \right) 75\% \times \frac{\times 80\% + (-) \times 60\%}{\times 80\% + (-) \times 60\%}$				付表5-1の X欄へ
第二種事業及び第五種事業 $\left(\frac{F + F}{F} / F \right) 75\% \times \frac{\times 80\% + (-) \times 50\%}{\times 80\% + (-) \times 50\%}$				付表5-1の X欄へ
第二種事業及び第六種事業 $\left(\frac{F + F}{F} / F \right) 75\% \times \frac{\times 80\% + (-) \times 40\%}{\times 80\% + (-) \times 40\%}$				付表5-1の X欄へ
第三種事業及び第四種事業 $\left(\frac{F + F}{F} / F \right) 75\% \times \frac{\times 70\% + (-) \times 60\%}{\times 70\% + (-) \times 60\%}$				付表5-1の X欄へ
第三種事業及び第五種事業 $\left(\frac{F + F}{F} / F \right) 75\% \times \frac{\times 70\% + (-) \times 50\%}{\times 70\% + (-) \times 50\%}$				付表5-1の X欄へ
第三種事業及び第六種事業 $\left(\frac{F + F}{F} / F \right) 75\% \times \frac{\times 70\% + (-) \times 40\%}{\times 70\% + (-) \times 40\%}$				付表5-1の X欄へ
第四種事業及び第五種事業 $\left(\frac{F + F}{F} / F \right) 75\% \times \frac{\times 60\% + (-) \times 50\%}{\times 60\% + (-) \times 50\%}$				付表5-1の X欄へ
第四種事業及び第六種事業 $\left(\frac{F + F}{F} / F \right) 75\% \times \frac{\times 60\% + (-) \times 40\%}{\times 60\% + (-) \times 40\%}$				付表5-1の X欄へ
第五種事業及び第六種事業 $\left(\frac{F + F}{F} / F \right) 75\% \times \frac{\times 50\% + (-) \times 40\%}{\times 50\% + (-) \times 40\%}$				付表5-1の X欄へ

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A + B + C)
選択可能な計算式区分() の内から選択した金額	円 付表4-2の A欄へ	円 付表4-2の B欄へ	円 付表4-2の C欄へ	円 付表5-1の X欄へ
		3,531,419		3,531,419

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。